

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3－57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改

正

後

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書（子会社の状況）										* <table><tr><td>法 人 名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>事業年度(至)</td><td colspan="2"></td></tr></table>			法 人 名			事業年度(至)		
法 人 名																		
事業年度(至)																		
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金又は出資金の額																	
所在地					国名					主たる事業								
株主等の保有割合	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

改

正

前

(25 会社事業概況書)

会社事業概況書（子会社の状況）										* <table><tr><td>法 人 名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>事業年度(至)</td><td colspan="2"></td></tr></table>			法 人 名			事業年度(至)		
法 人 名																		
事業年度(至)																		
法人名	資本金																	
所在地									事業種目									
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金																	
所在地									事業種目									
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金																	
所在地									事業種目									
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金																	
所在地									事業種目									
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金																	
所在地									事業種目									
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												
法人名	資本金																	
所在地									事業種目									
出資割合等	直接	%	間接	%	子会社との当期の取引額 (百万円)	売上高												
						仕入高												
						その他()												

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

※ 別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

改 正 後					改 正 前						
(25 会社事業概況書)					(25 会社事業概況書)						
会社事業概況書（海外取引等の概要）				＊		会社事業概況書（海外取引等の概要）				＊	
				法 人 名						法 人 名	
				事業年度(至)						事業年度(至)	
① 外国子会社数等				応答者	氏 名						
外国子会社のうち100％子会社数		社			氏 名						
外 国 関 係 会 社 数		社				部・課					
海 外 工 事 現 場 を 保 有 し て い る 事 業 所 数		所				役職名					
ローカルファイルを作成又は取得する 国 外 関 連 者 数		社				電 話					
② 貿易取引等											
項目		取引金額(億円)		主な取扱品目等		主な取引先		国名			
輸 出											
輸 入											
海外工事											
その他											
③ 貿易外取引											
項目		取引金額 (百万円)		主な取引先		国名					
手 数 料		支払									
		受取									
無形固定資産の 使 用 料		支払									
		受取									
役務提供の対価		支払									
		受取									
借入金 の利息又は貸付金 の利息		支払									
		受取									
証 券 の 売 買		取得									
		譲渡									
不 動 産 の 売 買		取得									
		譲渡									
そ の 他											
④ 外国為替取引											
為 替 予 約		個別予約対象通貨									
		包括予約対象通貨									
⑤ オフバランス取引											
ス ワ ッ プ											
オ プ シ ョ ン											
先 物											
そ の 他											

改 正 後					改 正 前						
(25 会社事業概況書)					(25 会社事業概況書)						
会社事業概況書（海外取引等の概要）				＊		会社事業概況書（海外取引等の概要）				＊	
				法 人 名						法 人 名	
				事業年度(至)						事業年度(至)	
① 外国子会社数等				応答者	氏 名						
外国子会社のうち100％子会社数		社			氏 名						
外 国 関 係 会 社 数		社				部・課					
海 外 工 事 現 場 を 保 有 し て い る 事 業 所 数		所				役職名					
ローカルファイルを作成又は取得する 国 外 関 連 者 数		社				電 話					
② 貿易取引等											
項目		取引金額(億円)		主な取扱品目等		主な取引先、国名					
輸 出											
輸 入											
海外工事											
その他											
③ 貿易外取引											
項目		取引金額 (百万円)		主な取引先、国名							
手 数 料		支払									
		受取									
ロイヤリティー		支払									
		受取									
役 務 の 提 供		支払									
		受取									
利 息		支払									
		受取									
証 券 の 売 買		取得									
		譲渡									
不 動 産 の 売 買		取得									
		譲渡									
そ の 他											
④ 外国為替取引											
為 替 予 約		個別予約対象通貨									
		包括予約対象通貨									
⑤ オフバランス取引											
ス ワ ッ プ											
オ プ シ ョ ン											
先 物											
そ の 他											

改

正

後

(25 会社事業概況書)

2【子会社の状況】

(1)直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

(2)当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。

(3)「法人名」欄は、日本に所在する子会社である場合、確定申告書に記載している法人名を記載し、外国に所在する子会社である場合、英語で法人名を記載してください。

(4)「資本金又は出資金の額」欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。

(5)「主たる事業」欄は、当該子会社が現実に営んでいる主たる業種について簡記してください。

(6)「株主等の保有割合」の「間接」欄は、連鎖方式で算出した割合を記載してください。

(例)

A社

↓ 80%出資

子会社B社

↓ 70%出資

子会社C社

(子会社B社に対する間接出資割合：80%)

(子会社C社に対する間接出資割合：70%)

(7)「子会社との当期の取引額（百万円）」欄は、掲記の各項目について、子会社との当期の取引金額を記載してください。

3【コンピュータ処理の概要】

(1)「① システムの形態（該当するシステムに○をしてください。）」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。

「その他（）」欄に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（）」に記載してください。

(2)「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。

(3)「③ システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。

ロ「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。

(4)「④ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。

イ「システムの導入（コンピュータ利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。

適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は、「（）」に記載してください。

ロ「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。

ハ「データの保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(5)「⑤ システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「委託等の状況」欄は、該当する「□」にレ印を付けてください。

ロ「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっては該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。

(6)「⑥ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。

ロ「保存状況等」の「メールサーバーの管理（1 自社、2 委託）」及び「電子メールの取扱規定（1 有、2 無）」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間（送信文書）」及び「電子メールの保存期間（受信文書）」の各欄には、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(7)「⑦ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「電子決済の利用業務（1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他）」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「（）」に簡記してください。

ロ「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。

ハ「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。

(8)「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。

イ「電子決裁の利用業務（1 稟議、2 営業報告、3 その他）」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「（）」に簡記してください。

ロ「電子決裁データの保存期間」欄には、「情報記録媒体等」と「紙」に区分して、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

ハ「EUC（1 有、2 無）」欄は、該当番号を記載してください。

(9)用語の意味

イ「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」

企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。

ロ「EUC (End User Computing)」

企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者（エンドユーザ）が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。

ハ「EDI(Electronic Data Interchange)取引」

商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。

専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

改

正

前

(25 会社事業概況書)

2【子会社の状況】

(1)直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

(2)当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。

(3)「資本金」欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。

(4)「事業種目」欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。

(5)「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。

(例)

A社

↓ 80%出資

B社

↓ 70%出資

C社

80%×70%=56%

この場合、A社のC社に対する出資割合等は、間接出資56%となります。

(6)「子会社との当期の取引額（百万円）」欄は、掲記の各項目について、子会社との当期の取引金額を記載してください。

3【コンピュータ処理の概要】

(1)「① システムの形態（該当するシステムに○をしてください。）」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。

「その他（）」欄に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「（）」に記載してください。

(2)「② 申告書作成ソフト名」欄は、確定申告書の作成に利用しているソフトがある場合に、ソフト名を記載してください。

(3)「③ システムにおける機器の構成状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの主たる機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。

ロ「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。

(4)「④ 適用業務」の各欄は、次により記載してください。

イ「システムの導入（コンピュータ利用）」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を、「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。

適用業務のうち区分欄に記載のない業務（例えば在庫管理、原価管理、人事給与など）がある場合は、「（）」に記載してください。

ロ「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。

ハ「データの保存期間」欄には、「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(5)「⑤ システム関連部門（委託会社）の状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「委託等の状況」欄は、該当する「□」にレ印を付けてください。

ロ「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっては該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。

(6)「⑥ 電子メールの状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「利用プログラム」の各欄は、利用しているソフトの名称を記載してください。

ロ「保存状況等」の「メールサーバーの管理（1 自社、2 委託）」及び「電子メールの取扱規定（1 有、2 無）」の各欄は、該当番号を記載してください。また、「電子メールの保存期間（送信文書）」及び「電子メールの保存期間（受信文書）」の各欄には、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

(7)「⑦ 電子商取引の状況」の各欄は、次により記載してください。

イ「電子決済の利用業務（1 売上、2 仕入、3 材料、4 経費、5 その他）」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「（）」に簡記してください。

ロ「EDI取引」欄は、該当番号を記載してください。

ハ「ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載の上、主要商品名を記載してください。

(8)「⑧ その他」の各欄は、次により記載してください。

イ「電子決裁の利用業務（1 稟議、2 営業報告、3 その他）」欄は、該当番号を記載の上、「その他」に該当する場合には、その内容を「（）」に簡記してください。

ロ「電子決裁データの保存期間」欄には、「情報記録媒体等」と「紙」に区分して、それぞれの保存期間を「○ヶ月」又は「○年」と記載してください。

ハ「EUC（1 有、2 無）」欄は、該当番号を記載してください。

(9)用語の意味

イ「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」

企業活動（生産・販売・財務会計など）に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。

ロ「EUC (End User Computing)」

企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者（エンドユーザ）が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。

ハ「EDI(Electronic Data Interchange)取引」

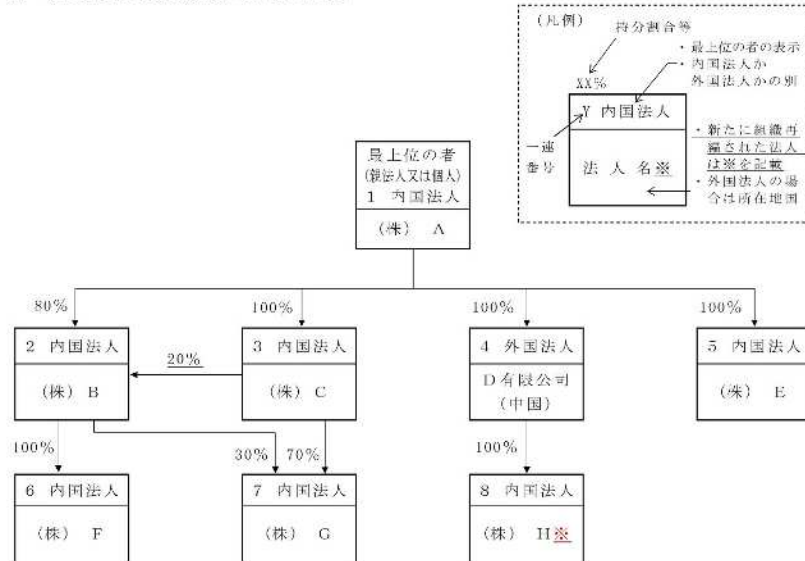
商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。

専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。

改 正 後	改 正 前
(25 会社事業概況書) <u>出資関係図の添付について</u> 1 出資関係図の添付 法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第4号、同第37条の12第5号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号ト）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人(<u>内国法人及び外国法人</u>)について記載していただくことになります。 (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第2条第12号の7の6）。 2 連結確定申告書についても同様です。 なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。) (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、<u>完全支配関係発生日</u>、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。	(25 会社事業概況書) <u>出資関係図の添付について</u> 1 出資関係図の添付 法人が、当該法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図（以下「出資関係図」といいます。）を添付することとされていますので（法人税法施行規則第35条第4号、同第37条の12第5号、同第61条の5第1号ト及び同条第2号ト）、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。 出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係がある全ての法人について記載していただくことになります。 (注) 1 完全支配関係とは、①「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係」（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は②「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」をいいます（法人税法第2条第12号の7の6）。 2 連結確定申告書についても同様です。 なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。 2 記載に当たっての留意事項 出資関係図の作成に当たっては、次頁の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。 (1) 決算期末時点における状況に基づいて記載します。 (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。 (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内の全ての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります。) (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の所轄税務署、法人名、納税地、代表者氏名、事業種目、資本金の額又は出資金の額、決算期等の項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これら全ての記載項目を記入することは困難ですから、次頁の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

《出資関係図の作成例》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	完全支配関係 発生日	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹町	㈱A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼		314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	○年×月△日	34,150,000	6.30	会社分割
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

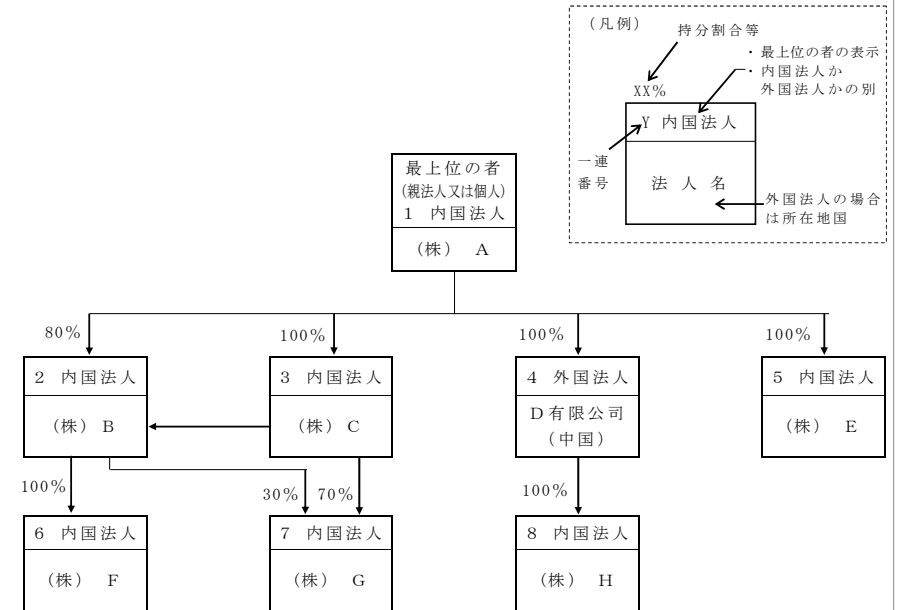
(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

3 「備考」欄に、完全支配関係となった組織再編の手法等を記載してください。

《出資関係図の作成例》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

令和XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹町	㈱A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	㈱B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

ORC入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

※主計科目・「代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

法人番号 ()		事業年度 平成 年 度		整理番号	
法人名		自 社 自 有 有 無		税務署 処理欄	
法人代表者		自 社 自 有 有 無		(自 社 自 有 ページ アドレス)	

() 業		(1) 支 店 ・ 店 舗 数		(2) 国 内 子 会 社 の 数	
支 店		支 店 ・ 店 舗 数		子 会 社 の 数	
支 店 外		支 店 外		支 店 外	
(1) 取 引 種 別		(2) 取 引 金 額 (百 万 円)		(3) 取 引 金 額 (百 万 円)	
(1) 取 引 種 別		(2) 取 引 金 額 (百 万 円)		(3) 取 引 金 額 (百 万 円)	
(1) 取 引 種 別		(2) 取 引 金 額 (百 万 円)		(3) 取 引 金 額 (百 万 円)	

4 期 末 従 事 員 の 状 況		8 理 財 者 の 状 況		9 役 員 又 は 役 員 補 助 員 の 異 動	
(1) 常 勤 従 事 員		(1) 区 分		(1) 区 分	
(2) 兼 務 従 事 員		(2) 兼 務 従 事 員		(2) 兼 務 従 事 員	
(3) 兼 務 従 事 員		(3) 兼 務 従 事 員		(3) 兼 務 従 事 員	
(4) 兼 務 従 事 員		(4) 兼 務 従 事 員		(4) 兼 務 従 事 員	
(5) 兼 務 従 事 員		(5) 兼 務 従 事 員		(5) 兼 務 従 事 員	
(6) 兼 務 従 事 員		(6) 兼 務 従 事 員		(6) 兼 務 従 事 員	
(7) 兼 務 従 事 員		(7) 兼 務 従 事 員		(7) 兼 務 従 事 員	
(8) 兼 務 従 事 員		(8) 兼 務 従 事 員		(8) 兼 務 従 事 員	
(9) 兼 務 従 事 員		(9) 兼 務 従 事 員		(9) 兼 務 従 事 員	

10 主 要 科 目		特 別 損 失		特 別 損 失	
売 上 (収 入) 高		特 別 損 失		特 別 損 失	
売 上 (収 入) 原 価		特 別 損 失		特 別 損 失	
期 間 損 益		特 別 損 失		特 別 損 失	
外 注 費		特 別 損 失		特 別 損 失	
期 間 損 益		特 別 損 失		特 別 損 失	
減 価 償 却 費		特 別 損 失		特 別 損 失	
地 代 家 賃		特 別 損 失		特 別 損 失	
完 上 (収 入) 総 利 益		特 別 損 失		特 別 損 失	
役 員 報 酬		特 別 損 失		特 別 損 失	
従 業 員 給 料		特 別 損 失		特 別 損 失	
交 際 費		特 別 損 失		特 別 損 失	
減 価 償 却 費		特 別 損 失		特 別 損 失	
地 代 家 賃		特 別 損 失		特 別 損 失	
営 業 損 益		特 別 損 失		特 別 損 失	
特 別 利 益		特 別 損 失		特 別 損 失	

この用紙はとじこまないとくたさい

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

千田屋位で記載してください”

注1 (イ)の者・者上欄に該当がある場合は、関係代置詞において、主た利金割制制を記載してください。

注2 関係代置詞においては、関係代置詞・関係代置詞においては、主た利金割制制を記載してください。

注3 関係代置詞・関係代置詞においては、関係代置詞には主た利金割制制を記載してください。

注4 「11代官制」に対する関係代置詞の分類」の分類は責任(責任人)が関係代置詞の責任を記載してください。

法人事業概況説明書

F B I 0 0 6

[illegible]

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

半田屋合で買取してつたき。

注1 (1)の右の条上欄に赤字がある要旨
注2 返付金については返却金。受取金、国庫代用金においては、主知利息割利率を記載して可き。
注3 受取金、国庫代用金においては、受取金額には未収利息、受取金額には未収利息を記載して可き。
注4 「13代貸主に対する割当率の分配」の金額は貸主(貸主法人)が納付税引の要否に影響して可き。

改 正 後	改 正 前
(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書)	(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書)
欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単体申告用)	欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単体申告用)
1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。 ① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（新型コロナ税法第 7 条、租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人（法第 4 条の 7 に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。） (ロ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人 (i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（特例事業年度については、10 億円超）である法人 (ii) 相互会社及び保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社 (iii) 受託法人 (イ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人 ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条） ③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令 2 法律第 8 号改正法附則第 91 条） イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。 ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。 ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除きます。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。） ホ 再生手続開始の決定	1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までの欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニまでに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。 (ロ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下(ロ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人 (i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人 (ii) 相互会社等 (iii) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人 (イ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人 ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条） ③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。 ロ 平成 29 年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。 ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除きます。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。） ホ 再生手続開始の決定
2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告である確	2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告書である確

2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで連続して青色申告である確

改 正 後	改 正 前
(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書) 定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の<u>場合は、</u>2通）提出してください。この場合<u>において</u>、還付所得事業年度が2以上ある<u>ときには、</u>別葉に作成して提出してください。 (1) <u>上記1(1)の場合（法第80条第1項の規定により提出する場合）</u> 欠損事業年度の確定申告書の提出時 <u>上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</u> <u>なお、特例事業年度（清算中に終了する事業年度を除きます。）である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人（その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1(1)（注）①イからニまでに掲げる法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特法附則第4条）。</u> (2) <u>上記1(2)の場合（法第80条第4項の規定により提出する場合）</u> 解散等の事実が生じた日以後1年以内 4 [省略] 5 [省略]	(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書) 定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の<u>場合は2通</u>）提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある<u>場合には別葉に</u>作成して提出してください。 (1) <u>法第80条第1項の規定によって提出する場合は、</u>欠損事業年度の確定申告書の提出期限 <u>なお、やむを得ない事情によって確定申告書</u>をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) <u>法第80条第4項の規定によって提出する場合は、</u>解散等の事実が生じた日以後1年以内 4 [同左] 5 [同左]

改 正 後	改 正 前
(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))	(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))
欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等	欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等
1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 の 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の①から③までのみが対象となりますので、ご注意ください。 ① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（<u>新型コロナ税法第 7 条、租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13</u>） イ 普通法人（<u>受託法人（法第 4 条の 7 に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）</u>を除きます。）のうち、その事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円（<u>令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度（以下「特例事業年度」といいます。）については、10 億円</u>）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社（以下「<u>外国相互会社</u>」）といいます。）を除きます。） (i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（<u>特例事業年度については、10 億円超</u>）である法人 (ii) <u>保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社及び外国相互会社</u> (iii) 受託法人 (ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人 ロ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた法人の清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（<u>租税特別措置法第 66 条の 12、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条</u>） ③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（<u>令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 66 条の 13、令 2 法律第 8 号改正法附則第 91 条</u>） イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。 ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。 ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。 (2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定により、次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除きます。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難になると認められるものに限ります。） ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、その欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告である確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は、2 通）提出してください。この場合において、還付所得事業年度が 2 以上あるときには、別業に作成して提出してください。 (1) <u>上記 1 (1) の場合（法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定により提出する場合）</u> 欠損事業年度の確定申告書の提出時 <u>上記の欠損事業年度の確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかったものと</u>と税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。	1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) <u>法第 144 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、①から③までの欠損金額を除き、適用されせんから</u>ご注意ください。 ① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人（<u>投資法人及び特定目的会社を除きます。</u>）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する<u>相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）</u>を除きます。）。 (i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人 (ii) <u>相互会社等</u> (iii) <u>法第 4 条の 7 に規定する受託法人</u> (ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人 ロ 人格のない社団 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条） ③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限ります。）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。 ロ 平成 29 年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。 ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。 (2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除きます。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限ります。） ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別業に作成して提出してください。 (1) <u>法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限</u> なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

改 正 後	改 正 前
(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)) <u>なお、特例事業年度（清算中に終了する事業年度を除きます。）である欠損事業年度の確定申告書を令和2年7月1日前に提出した法人（その欠損事業年度が特例事業年度でない事業年度であると仮定した場合における上記1（1）（注）①イ及びロに掲げる法人を除きます。）については、令和2年7月31日が請求書の提出期限となります（新型コロナ特法附則第4条）。</u> (2) <u>上記1（2）の場合（法第144条の13条第9項又は第10項の規定により提出する場合）</u> 解散等の事実が生じた日以後1年以内 4 [省略] 5 [省略]	(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)) (2) <u>法第144条の13第9項又は第10項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内</u> 4 [同左] 5 [同左]

(211 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書)

[illegible]

平成・令和 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

登車以降送付要否	要	否
制理士法第30条の書面提出有	有	否

[illegible]

製 瑞 士 著 名 牌 印	
------------------	---

(211 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書)

[illegible]

平成・令和 年 月 日

連結事業年度分の

由生仁係子嗣出書

登車以降送付要否	要	否
新橋士法第30条の書面提出有	有	無

課税所得金額又は 課税損失金額	十	百	千	円	課税所得金額又は 課税損失金額	十	百	千	円
(イ) + (ロ)					通称欠損金の繰戻しに よる差付金の振替増減額	13			
(イ)					通称法人振替増減額 (12) - (13)	14			
(ロ)					この 通称市所得金額又は 通称市損失金額	15			
算出通称法人振替増減額 (28)又は(29)					この 通称市所得金額又は 通称市損失金額	16			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					この 通称市所得金額又は 通称市損失金額	17			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					この 通称市所得金額又は 通称市損失金額	18			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					この 通称市所得金額又は 通称市損失金額	19			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	20			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	21			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	22			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	23			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	24			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	25			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	26			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	27			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	28			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	29			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	30			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	31			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	32			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	33			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	34			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	35			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	36			
通称市所得金額又は 通称市損失金額					通称市所得金額又は 通称市損失金額	37			

製 瑞 士 藥 水 廠	
----------------	--

改 正 後	改 正 前
(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 81 条の 31 第 1 項の規定により、各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 平成 14 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、次の①又は②のみが対象となりますので、ご注意ください。 ① 連結親法人（次のイ又はロに掲げるものに限ります。）の連結欠損金額（新型コロナ税法第 8 条、租税特別措置法第 68 条の 97、令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 68 条の 98） イ 普通法人（<u>法第 4 条の 7 に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）を除きます。</u>）である連結親法人のうち、<u>その連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度（以下「特例連結事業年度」といいます。）については、10 億円）以下であるもの（次の(i)又は(ii)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法第 2 条第 5 項に規定する相互会社（以下「相互会社」といいます。）を除きます。）</u> <u>(i) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</u> <u>(ii) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上（特例連結事業年度については、10 億円超）である法人</u> <u>(i) 相互会社及び保険業法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社</u> <u>(ii) 受託法人</u> <u>(ii) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合においてそのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人</u> ロ 協同組合等である連結親法人 ② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額）（令 2 法律第 8 号改正法による改正前の租税特別措置法第 68 条の 98、令 2 法律第 8 号改正法附則第 105 条） イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について令和 2 年 3 月 31 日以前に同条第 1 項の認定を受けたものに限りします。）であること。 ロ 平成 29 年 8 月 1 日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。 ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（租税特別措置法第 68 条の 33 並びに同条の規定に係る同法第 68 条の 40 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 68 条の 41 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロの連結事業年度においてイの認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（<u>その特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。</u>）を行った場合の<u>その設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額</u>であること。 (2) 法第 81 条の 31 第 4 項の規定により、連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、その事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除きます。） ロ 更生手続の開始 ハ 再生手続開始の決定 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は、2 通）提出してください。この場合において、還付所得連結事業年度が 2 以上あるときには、別業に作成して提出してください。 (1) <u>上記 1 (1) の場合（法第 81 条の 31 第 1 項の規定により提出する場合）</u> <u>欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出時</u> <u>上記の欠損連結事業年度の連結確定申告書はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によって欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</u> <u>なお、特例連結事業年度である欠損連結事業年度の連結確定申告書を令和 2 年 7 月 1 日前に提出した連結親法人（その欠損連結事業年度が特例連結事業年度でない連結事業年度であると仮定した場合における上記 1 (1)（注）①イ及びロに掲げる連結親法人を除きます。）については、令和 2 年 7 月 31 日が請求書の提出期限となります（新型コロナ税法附則第 5 条）。</u>	(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 81 条の 31 第 1 項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) <u>法第 81 条の 31 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する各連結事業年度（平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した連結事業年度を除きます。）において生じた連結欠損金額については、次の①又は②の連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。（租税特別措置法第 68 条の 98(1)）</u> ① 連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額 イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。） ロ 協同組合等である連結親法人 ② 次のイからハまでに掲げる要件を満たす連結欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（<u>租税特別措置法第 68 条の 98(2)</u>） イ 連結親法人（①に掲げる法人を除きます。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限りします。）であること。 ロ 平成 29 年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額であること。 ハ ロのうち、連結親法人又はその連結子法人（租税特別措置法第 68 条の 33 並びに同条の規定に係る同法第 68 条の 40 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 68 条の 41 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける連結法人を除きます。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する連結事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（<u>当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。</u>）を行った場合の<u>当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額の合計額</u>であること。 (2) 法第 81 条の 31 第 4 項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、<u>当該事実が生じた</u>日前 1 年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散（適格合併による解散を除きます。） ロ 更生手続の開始 ハ 再生手続開始の決定 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の<u>前連結事業年度</u>までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が 2 以上ある場合には別業に作成して提出してください。 (1) <u>法第 81 条の 31 第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限</u> <u>なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</u>

改 正 後	改 正 前
(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) (2) <u>上記 1 (2) の場合 (法第 81 条の 31 条第 4 項の規定により提出する場合)</u> 解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 (連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。) 4 [省略] 5 [省略]	(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書) (2) <u>法第 81 条の 31 第 4 項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 (連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)</u> 4 [同左] 5 [同左]

(235 事業年度分の適用額明細書)

様式第一

F B 4 0 1 1

令和 年 月 日

税務署長殿

収受印

自 平成 年 月 日

至 令和 年 月 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地	電話() -	監理番号	
(フリガナ)		提出枚数	枚 枚 枚
法人名		事業種目	
法人番号		業種番号	
国・道・市の 税務課又は 出資金の額	十百千万円	提出年月日	令和年月日
国等金額又は 欠損金額	十百千万円		

三税務署長印

租税特別措置法の条項				区分番号	適用額
	全	第	項	第	号
第 1 条					
第 2 条					
第 3 条					
第 4 条					
第 5 条					
第 6 条					
第 7 条					
第 8 条					
第 9 条					
第 10 条					
第 11 条					
第 12 条					
第 13 条					
第 14 条					
第 15 条					
第 16 条					
第 17 条					
第 18 条					
第 19 条					
第 20 条					
第 21 条					
第 22 条					
第 23 条					
第 24 条					
第 25 条					
第 26 条					
第 27 条					
第 28 条					
第 29 条					
第 30 条					
第 31 条					
第 32 条					
第 33 条					
第 34 条					
第 35 条					
第 36 条					
第 37 条					
第 38 条					
第 39 条					
第 40 条					
第 41 条					
第 42 条					
第 43 条					
第 44 条					
第 45 条					
第 46 条					
第 47 条					
第 48 条					
第 49 条					
第 50 条					
第 51 条					
第 52 条					
第 53 条					
第 54 条					
第 55 条					
第 56 条					
第 57 条					
第 58 条					
第 59 条					
第 60 条					
第 61 条					
第 62 条					
第 63 条					
第 64 条					
第 65 条					
第 66 条					
第 67 条					
第 68 条					
第 69 条					
第 70 条					
第 71 条					
第 72 条					
第 73 条					
第 74 条					
第 75 条					
第 76 条					
第 77 条					
第 78 条			</		

(235 事業年度分の適用額明細書)



様式第一

F B 4 0 1 1

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
 O C R 入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

令和 年 月 日

(収受印)

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地

(フリガナ)

法人名

法人番号

基本課税の
資本金の額又は
出資金の額

所得金額又は
欠損金額

電話番号

郵便番号

提出年月日

事業年度

業種番号

租税特別措置法の条項				区分番号	適用額
第 条	第 項	第 号	第 号	十 百 千 円	十 百 千 円
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		
第 条	第 項	第 号	第 号		

この用紙はとじこまないでください

(236 連結事業年度分の適用額明細書)

[illegible]

(236 連結事業年度分の適用額明細書)

様式第二

F B 4 0 6 1

令和 年 月 日
 税務署長殿
 収受印

自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

連結事業年度分の適用額明細書
 (当初提出分・再提出分)

納 税 地	電 話 () -	連結グループ 登録番号			
(フリガナ)		連結税法人 登録番号			
連結税 法人名		提出枚数	枚	今年	枚目
法人番号		事業年度			
当年度末の 資本金の額又は 出資金の額		提出年月日	令和 年 月 日		
連結関係会社又は 連結欠損金額		連結関係会社			

租 税 特 別 措 置 法 の 条 項	区 分 番 号	適 用 額 十 萬 百 万 千 円
第 68 条 の 第 一 項 第 一 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 三 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 四 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 五 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 六 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 七 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 八 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 九 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 一 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 二 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 三 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 四 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 五 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 六 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 七 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 八 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 十 九 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 一 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 二 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 三 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 四 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 五 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 六 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 七 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 八 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 二 十 九 号		
第 68 条 の 第 一 項 第 三 十 号		

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

この用紙はとじこまないでください

改 正 後	改 正 前																												
(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）	(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）																												
勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等																												
1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について この申出書は、租税特別措置法施行令第2条の25の2、第2条の28第1項又は第2条の31において適用する第2条の25の2の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。 なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。 (注) 1 この申出書は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合にはその払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前5年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。	1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について この申出書は、租税特別措置法施行令第2条の25の2、第2条の28第1項又は第2条の31において適用する第2条の25の2の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。 なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。 (注) 1 この申出書は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合にはその払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前5年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。																												
2 各欄の記載方法 (1) 「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。 (2) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。 (3) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。 (4) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。 (5) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。 (6) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。 (7) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。 (8) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(7)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。 (注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。 (9) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。	2 各欄の記載方法 (1) 「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。 (2) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。 (3) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。 (4) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。 (5) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。 (6) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。 (7) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。 (8) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(7)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。 (注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。 (9) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。 (10) 「税理士署名押印」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。																												
3 添付書類 災害等の事由が生じたことを証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。（添付書類の種類） <table><tr><th>区 分</th><th>添付書類の例示</th></tr><tr><td>①、②又は③に該当する場合</td><td>・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）</td></tr><tr><td>① 災害による家屋の損害</td><td>・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）</td></tr><tr><td>② 医療費の金額の合計額が200万円超</td><td>・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）</td></tr><tr><td>③ 一定の寡婦又はひとり親に該当</td><td>・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）</td></tr><tr><td>④ 特別障害者に該当</td><td>・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）</td></tr><tr><td>⑤ 離職</td><td>・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）</td></tr></table> (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。	区 分	添付書類の例示	①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）	① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）	② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）	③ 一定の寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）	④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）	⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）	3 添付書類 災害等の事由が生じたことを証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。（添付書類の種類） <table><tr><th>区 分</th><th>添付書類の例示</th></tr><tr><td>①、②又は③に該当する場合</td><td>・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）</td></tr><tr><td>① 災害による家屋の損害</td><td>・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）</td></tr><tr><td>② 医療費の金額の合計額が200万円超</td><td>・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）</td></tr><tr><td>③ 一定の寡婦又は寡夫に該当</td><td>・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）</td></tr><tr><td>④ 特別障害者に該当</td><td>・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）</td></tr><tr><td>⑤ 離職</td><td>・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）</td></tr></table> (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。	区 分	添付書類の例示	①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）	① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）	② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）	③ 一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）	④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）	⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）
区 分	添付書類の例示																												
①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）																												
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）																												
② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）																												
③ 一定の寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）																												
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）																												
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）																												
区 分	添付書類の例示																												
①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）																												
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）																												
② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）																												
③ 一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）																												
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）																												
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）																												

改 正 後					改 正 前				
(371 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出書（別紙））					(371 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出書（別紙））				
勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）					勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）				
【共通記載事項】					【共通記載事項】				
○ あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）					○ あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）				
氏名		続柄	住所又は居所		氏名		続柄	住所又は居所	
【該当する災害等の事由に応じた記載事項】					【該当する災害等の事由に応じた記載事項】				
○ 被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）					○ 被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）				
家屋の所在地		所有者氏名		被災状況	家屋の所在地		所有者氏名		被災状況
○ 医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）					○ 医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）				
医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額	医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
			円	円				円	円
合 計					合 計				
○ 寡婦又はひとり親の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）					○ 寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）				
区分	要因	あなたの合計所得金額見積額	扶養親族又は生計を一にする子の氏名	左記の方の合計所得金額見積額	区分	要因	あなたの合計所得金額見積額	扶養親族又は生計を一にする子の氏名	左記の方の合計所得金額見積額
寡婦 ・ ひとり親		円		円	寡婦 ・ 寡夫		円		円
○ 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）					○ 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）				
手帳などの種類		交付年月日		障害の程度（等級など）	手帳などの種類		交付年月日		障害の程度（等級など）
○ 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）					○ 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）				
離職先の名称		離職理由		離職年月日	離職先の名称		離職理由		離職年月日

02.05

(規格A4)

29.04

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(371 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出書（別紙）） 勤 労 者 財 産 形 成 住 宅 （ 年 金 ） 貯 蓄 契 約 に 係 る 災 害 等 の 事 由 に つ い て の 確 認 申 出 書 （ 別 紙 ） の 記 載 要 領 等 この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、申出書とともに提出するものです。 【共通記載事項】 ○ 「あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領 申出書に記載した災害等の事由が「① 1号該当（災害による家屋の損害）」、「② 2号該当（医療費の金額の合計額が 200 万円超）」又は「③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。 【該当する災害等の事由に応じた記載事項】 1 「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領 被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。 （注）あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限ります。 2 「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領 あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。 なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が 200 万円を超える必要がありますのでご注意ください。 （注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。 3 「寡婦又はひとり親の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領 (1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。 (2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。 (3) 「あなたの合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。 (4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。 (5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。 4 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領 (1) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。 (2) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。 5 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領 「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者又は同法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。	(371 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出書（別紙）） 勤 労 者 財 産 形 成 住 宅 （ 年 金 ） 貯 蓄 契 約 に 係 る 災 害 等 の 事 由 に つ い て の 確 認 申 出 書 （ 別 紙 ） の 記 載 要 領 等 この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、申出書とともに提出するものです。 【共通記載事項】 ○ 「あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領 申出書に記載した災害等の事由が「① 1号該当（災害による家屋の損害）」、「② 2号該当（医療費の金額の合計額が 200 万円超）」又は「③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。 【該当する災害等の事由に応じた記載事項】 1 「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領 被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。 （注）あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限ります。 2 「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領 あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。 なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が 200 万円を超える必要がありますのでご注意ください。 （注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。 3 「寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領 (1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。 (2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。 (3) 「あなたの合計所得金額見積額」欄には、<u>あなたが「寡夫」に該当する場合に、</u>災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。 (4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。 (5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。 4 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領 (1) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。 (2) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。 5 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領 「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者又は同法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署交付印		住 所		〒	
令和 年 月 日		(フリガナ)		電話 — —	
		氏 名		①	
		生 年 月 日		平成・令和 年 月 日	
		金融商品取引業者等の営業所の所在地			
		金融商品取引業者等の営業所の名称			
下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。					
災害等事由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	☐	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当（災害による家屋の損害）			
	☐	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当（医療費の合計額が200万円超）			
	☐	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当（一定の寡婦又はひとり親に該当）			
	☐	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当（特別障害者に該当）			
	☐	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当（離職、事業廃止等）			
災害等事由の生じた年月日		平成・令和 年 月 日			
災害等事由の詳細		別紙のとおり			
その他参考となるべき事項					
添付書類の名称					
税 理 士 署 名 押 印		②			

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認	却下
	決裁	・							申出者への通知年月日	・	・
							通知書		所轄署への送付年月日	・	・

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税 務 署 受 付 印		〒	
令和 年 月 日	住 所	電 話 — —	
	(フリガナ)		
	氏 名	④	
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日	
	金融商品取引業者等の営業所の所在地		
	金融商品取引業者等の営業所の名称		
下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。			
災 害 等 事 由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	☐	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当（災害による家屋の損害）	
	☐	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当（医療費の合計額が200万円超）	
	☐	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）	
	☐	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当（特別障害者に該当）	
	☐	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当（離職、事業廃止等）	
災害等事由の生じた年月日	平成・令和 年 月 日		
災害等事由の詳細	別紙のとおり		
その他参考となるべき事項			
添付書類の名称			
税 理 士 署 名 押 印		⑤	

※税務署処理欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理	処理内容	承認	・	却下
	決裁	・	・								申出者への 通知年月日	・	・
								通知書	事 続	所轄署への 送付年月日	・	・	

改 正 後	改 正 前																												
(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)	(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)																												
未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等 1 災害等事由の確認の申出制度について この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。 (注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。 4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。 2 各欄の記載方法 (1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。 (2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。 (3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。 (4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記③でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。 (注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。 (5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。 なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人〇〇〇〇〇」と記載してください。 (6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 3 添付書類 災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。 (添付書類の種類) <table><tr><th>区 分</th><th>添付書類の例示</th></tr><tr><td>共通</td><td>・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）</td></tr><tr><td>① 災害による家屋の損害</td><td>・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）</td></tr><tr><td>② 医療費の合計額が200万円超</td><td>・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）</td></tr><tr><td>③ 一定の寡婦又はひとり親に該当</td><td>・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）</td></tr><tr><td>④ 特別障害者に該当</td><td>・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）</td></tr><tr><td>⑤ 離職、事業廃止等</td><td>・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）</td></tr></table> (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。	区 分	添付書類の例示	共通	・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）	① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）	② 医療費の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）	③ 一定の寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）	④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）	⑤ 離職、事業廃止等	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等 1 災害等事由の確認の申出制度について この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。 (注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。 4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。 2 各欄の記載方法 (1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。 (2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。 (3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。 (4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記③でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。 (注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。 (5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。 なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人〇〇〇〇〇」と記載してください。 (6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 3 添付書類 災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。 (添付書類の種類) <table><tr><th>区 分</th><th>添付書類の例示</th></tr><tr><td>共通</td><td>・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）</td></tr><tr><td>① 災害による家屋の損害</td><td>・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）</td></tr><tr><td>② 医療費の合計額が200万円超</td><td>・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）</td></tr><tr><td>③ 一定の寡婦又は寡去に該当</td><td>・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）</td></tr><tr><td>④ 特別障害者に該当</td><td>・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）</td></tr><tr><td>⑤ 離職、事業廃止等</td><td>・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）</td></tr></table> (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。	区 分	添付書類の例示	共通	・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）	① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）	② 医療費の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）	③ 一定の寡婦又は寡去に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）	④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）	⑤ 離職、事業廃止等	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）
区 分	添付書類の例示																												
共通	・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）																												
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）																												
② 医療費の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）																												
③ 一定の寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）																												
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）																												
⑤ 離職、事業廃止等	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）																												
区 分	添付書類の例示																												
共通	・未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 ・扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）																												
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）																												
② 医療費の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）																												
③ 一定の寡婦又は寡去に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）																												
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）																												
⑤ 離職、事業廃止等	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） ・個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）																												

(403 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書 (別紙))

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）

【共通記載事項】

○ 未成年者口座開設者の状況

扶養者の氏名	扶養者の住所又は居所		扶養者との居住状況
			同居 ・ 別居
別居の場合の住所又は居所		別居の理由	前年の合計所得金額
			円

○ 扶養者と生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等事由が①、②又は③の場合に記載）

氏名	続柄	住所又は居所

【該当する災害等事由に応じた記載事項】

○ 被災した家屋の状況（災害等事由①に該当する場合）

家屋の所在地	所有者氏名	続柄	被災状況

○ 医療費の状況（災害等事由②に該当する場合）

医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
				円
合 計				

○ 寡婦又は寡夫の状況（災害等事由③に該当する場合）

区分	要因	扶 養 者 の 合 計 所 得 金 額 見 積 額	扶養親族又は生計を 一にする子の氏名	左 記 の 方 の 合 計 所 得 金 額 見 積 額
寡婦 ・ 寡夫		円		円

○ 特別障害者の状況（災害等事由④に該当する場合）

氏名	手帳などの種類	交付年月日	障害の程度（等級など）

○ 離職、事業廃止等の状況（災害等事由⑤に該当する場合）

離職先の名称	離職理由	離職年月日	廃業した事業内容	廃業理由	廃業年月日
備考					

改 正 後	改 正 前
(403 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）） 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）の記載要領等 この別紙は、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書」に記載した災害等事由の詳細について記載の上、申出書とともに提出するものです。 【共通記載事項】 1 「未成年者口座開設者の状況」欄の記載要領 (1) 「扶養者の氏名」欄及び「扶養者の住所又は居所」欄には、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）を災害等事由が生じた年月日の属する年の前年の12月31日（未成年者口座開設者が災害等事由が生じた年にお生まれになった場合には、その年の12月31日）において、所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族とする方（以下「扶養者」といいます。）の氏名及び住所又は居所を記載してください。 (2) 「扶養者との居住状況」欄については、未成年者口座開設者と扶養者との居住状況について該当する方を「○」で囲んでください。 (3) 「別居の場合の住所又は居所」欄は、未成年者口座開設者が扶養者と別居している場合にその別居先の住所又は居所を記載してください。 (4) 「別居の理由」欄は、未成年者口座開設者が扶養者と別居している理由（修学、病気療養など）を記載してください。 (5) 「前年の合計所得金額」欄は、災害等事由が生じた年月日の属する年の前年の未成年者口座開設者の合計所得金額（未成年者口座開設者が災害等事由が生じた年にお生まれになった場合には、その年の12月31日の所得の見積額）を記載してください。 2 「扶養者と生計と一にする親族の状況（申出書に記載した災害等事由が①、②又は③の場合に記載）」欄の記載要領 申出書に記載した災害等事由が①、②又は③に該当する場合に、扶養者と生計と一にする親族（未成年者口座開設者を除きます。）の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。なお、「続柄」欄は、扶養者からみた続柄を記載してください。 【該当する災害等事由に応じた記載事項】 1 「被災した家屋の状況（災害等事由①に該当する場合）」欄の記載要領 被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」、「続柄」、「被災状況」をそれぞれ記載してください。なお、「続柄」欄は、未成年者口座開設者からみた続柄を記載してください。 （注）被災した家屋の所有者は、未成年者口座開設者又はその者と生計を一にする親族に限ります。 2 「医療費の状況（災害等事由②に該当する場合）」欄の記載要領 扶養者が、本人又は本人と生計を一にする方のために支払った医療費について記載してください。なお、災害等事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が200万円を超える必要がありますのでご注意ください。 （注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。 3 「寡婦又はひとり親の状況（災害等事由③に該当する場合）」欄の記載要領 (1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。 (2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」、又は「生死不明」の別を記載してください。 (3) 「扶養者の合計所得金額見積額」欄には、扶養者の災害等事由が生じた年月日の属する年の12月31日（扶養者の方がお亡くなりになった場合には、お亡くなりになった日）における所得の見積額を記載してください。 (4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。 (5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等事由が生じた年月日の属する年の12月31日における所得の見積額を記載してください。 4 特別障害者の状況（災害等事由④に該当する場合）欄の記載要領 (1) 「氏名」欄には、所得税法第2条第1項第29号に規定する特別障害者に該当することとなった方の氏名を記載してください（未成年者口座開設者又はその扶養者に限ります。）。 (2) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。 (3) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。 5 離職、事業廃止等の状況（災害等事由⑤に該当する場合） (1) 「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、扶養者が、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者又は同法第13条第3項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。 (2) 「廃業した事業内容」欄、「廃業理由」欄及び「廃業年月日」欄は、扶養者が営んでいた事業を廃止した場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。 (3) 「備考」欄には、上記(1)及び(2)に類する事由がある場合にその内容を記載してください。	(403 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）） 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）の記載要領等 この別紙は、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書」に記載した災害等事由の詳細について記載の上、申出書とともに提出するものです。 【共通記載事項】 1 「未成年者口座開設者の状況」欄の記載要領 (1) 「扶養者の氏名」欄及び「扶養者の住所又は居所」欄には、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）を災害等事由が生じた年月日の属する年の前年の12月31日（未成年者口座開設者が災害等事由が生じた年にお生まれになった場合には、その年の12月31日）において、所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族とする方（以下「扶養者」といいます。）の氏名及び住所又は居所を記載してください。 (2) 「扶養者との居住状況」欄については、未成年者口座開設者と扶養者との居住状況について該当する方を「○」で囲んでください。 (3) 「別居の場合の住所又は居所」欄は、未成年者口座開設者が扶養者と別居している場合にその別居先の住所又は居所を記載してください。 (4) 「別居の理由」欄は、未成年者口座開設者が扶養者と別居している理由（修学、病気療養など）を記載してください。 (5) 「前年の合計所得金額」欄は、災害等事由が生じた年月日の属する年の前年の未成年者口座開設者の合計所得金額（未成年者口座開設者が災害等事由が生じた年にお生まれになった場合には、その年の12月31日の所得の見積額）を記載してください。 2 「扶養者と生計と一にする親族の状況（申出書に記載した災害等事由が①、②又は③の場合に記載）」欄の記載要領 申出書に記載した災害等事由が①、②又は③に該当する場合に、扶養者と生計と一にする親族（未成年者口座開設者を除きます。）の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。なお、「続柄」欄は、扶養者からみた続柄を記載してください。 【該当する災害等事由に応じた記載事項】 1 「被災した家屋の状況（災害等事由①に該当する場合）」欄の記載要領 被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」、「続柄」、「被災状況」をそれぞれ記載してください。なお、「続柄」欄は、未成年者口座開設者からみた続柄を記載してください。 （注）被災した家屋の所有者は、未成年者口座開設者又はその者と生計を一にする親族に限ります。 2 「医療費の状況（災害等事由②に該当する場合）」欄の記載要領 扶養者が、本人又は本人と生計を一にする方のために支払った医療費について記載してください。なお、災害等事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が200万円を超える必要がありますのでご注意ください。 （注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。 3 「寡婦又は寡夫の状況（災害等事由③に該当する場合）」欄の記載要領 (1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。 (2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。 (3) 「扶養者の合計所得金額見積額」欄には、<u>扶養者が「寡夫」に該当する場合に</u>、扶養者の災害等事由が生じた年月日の属する年の12月31日（扶養者の方がお亡くなりになった場合には、お亡くなりになった日）における所得の見積額を記載してください。 (4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。 (5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等事由が生じた年月日の属する年の12月31日における所得の見積額を記載してください。 4 特別障害者の状況（災害等事由④に該当する場合）欄の記載要領 (1) 「氏名」欄には、所得税法第2条第1項第29号に規定する特別障害者に該当することとなった方の氏名を記載してください（未成年者口座開設者又はその扶養者に限ります。）。 (2) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。 (3) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。 5 離職、事業廃止等の状況（災害等事由⑤に該当する場合） (1) 「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、扶養者が、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者又は同法第13条第3項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。 (2) 「廃業した事業内容」欄、「廃業理由」欄及び「廃業年月日」欄は、扶養者が営んでいた事業を廃止した場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。 (3) 「備考」欄には、上記(1)及び(2)に類する事由がある場合にその内容を記載してください。